

第6章 移動円滑化基本構想の推進に向けて

1 移動円滑化に関する段階的整備方針

重点整備地区内の移動円滑化の実現化を効果的に推進していくため、「取手市中心市街地活性化基本計画（平成13年3月）」等他事業の実施時期などと整合性を図りながら、優先順位の高い事業から実施していく必要がある。

本基本構想の整備時期は、「基本構想の目標年次」に基づき、**平成22年（短期）**のみならず、**平成22年以降（中長期）**も設定する。

移動円滑化に関する段階的な整備方針は、取手市全域とその中でも重点的・緊急的に整備を推進する地区である重点整備地区について、以下のように設定し、取手市全体の安心・快適な移動しやすいバリアフリー交通環境づくりの実現を目指す。

■移動円滑化に関する段階的整備方針

整備時期	重点整備地区	重点整備地区以外
短期 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ●ハード整備とソフト施策による一体的かつ連続的な歩行空間ネットワークの整備 ●駅周辺のまちづくりと一体的なバリアフリー環境づくりの整備 ●駅構内（取手駅、戸頭駅）・車両・バス停留所等誰もが利用しやすい公共交通機関の整備 ●沿道施設のバリアフリー化 ●バリアフリーに取り組む仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●主要施設周辺（公共施設を中心として）の歩行空間のバリアフリー化 ●ユニバーサルデザインによる利用しやすい施設内の整備
中長期（平成22年以降）	<ul style="list-style-type: none"> ●短期整備の継続的实施 ●取手駅周辺地区内の各拠点を連絡する面的な歩行者ネットワークの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●短期整備の継続的实施 ●取手市全体の安心・快適に移動しやすいバリアフリー環境づくりの実現

2 今後の推進に向けて

取手市移動円滑化基本構想を総合的・効果的に推進するに向けて、以下のような取組みを実施する。

1) 計画の進行・管理体制の推進

市は、本基本構想に盛り込まれた事業の実施・推進にあたり、各種事業計画の連携を強化できるよう、その計画の進行・管理のため「(仮称) 取手市移動円滑化推進協議会」を設立し、庁内内部や国・県・民間事業者等関係機関との連携を図るための体制づくりを整えていく。

また、この基本構想に基づく事業内容は、事業実施計画とその整備の進捗に合わせて、広報やインターネット、パンフレットなどの多様な媒体により、広く市民へ公表し、高齢者や障害者はもとより市民の意見を十分に反映して事業化を推進するように努める。

2) 高齢者、身体障害者等の意見を反映した特定事業計画の策定

公共交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、本基本構想に即してより具体的な改善内容、スケジュール等を記載した特定事業計画を作成することになるが、公共交通機関を利用する当事者である高齢者、身体障害者等をはじめ関係者の意見を聴取し、それらが特定事業計画に十分に反映した内容となるよう努める。

3) 継続的なバリアフリー化の推進

各家庭から目的地までのシームレスな（継ぎ目のない）社会の実現に向けたバリアフリー化を推進するためには、各事業者、市民、そして行政がそれぞれに密接な連携を図りながら相互に協働し実施していく必要がある。

そのような中であって、特に取手市は、道路等の公共施設の管理者としての責務を果たすことと同時に、バリアフリー化の総合的な推進を図るための中心的な役割を担い、公共交通事業者や交通安全事業者をはじめ商業者や市民との連携と調整を図る役割を担うものであり、“利用する人の心”を持ったバリアフリー化された社会の実現に向けて、総合的・継続的な取組みに努める。

■基本構想推進に向けての体制づくり

